

令和2(2020)年度 前期分 授業料免除申請書類 **一家計急変**

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象として，審査の上，前期授業料の減免を行います。申請する学生は，記入要領等を熟読し，必ず所定の期日までに必要書類を提出してください。

なお，家計急変後の年間見込収入に基づき「進学資金シミュレーター」で試算した結果，修学支援新制度(新しい授業料免除・給付奨学金)(以下，新制度という。)の対象となる場合は，新制度(家計急変)への申込が必要です。

※新制度の概要はこちらで確認してください(日本国籍，永住者，日本人又は永住者の配偶者，定住者で日本に永住する意思がある方が対象です)

<https://www.kanazawa-u.ac.jp/wp-content/uploads/2020/04/kyuhen.pdf>

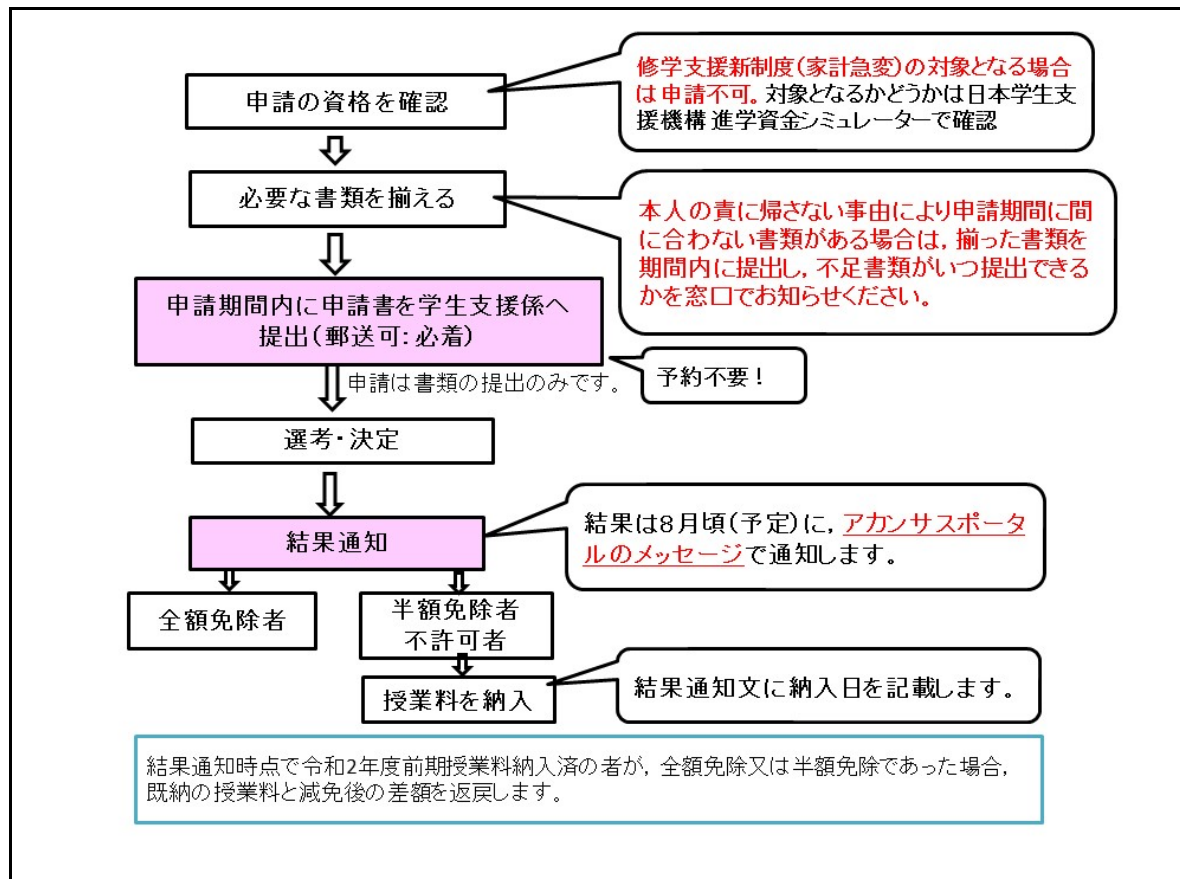
【進学資金シミュレーター】<https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/>

対 象 者	学域学類生(外国人留学生含む)
提 出 期 間	2020年6月15日(月)～25日(木)PM 5:00まで(土・日除く) ※詳細は次ページ参照 ※提出期間を過ぎた場合は，一切受付できません。
受 付 時 間	AM 9:00～ PM 5:00【予約は不要】
結 果 通 知	8月頃 アカンサスポータルメッセージで通知
納付について	授業料免除を申請した場合，結果通知があるまでは，授業料の納付が猶予されます。 半額免除，不許可になった方は，結果通知時に納付方法をお知らせします。
提 出 先	学務部学生支援課学生支援係(角間キャンパス本部棟2階) 電話 076-264-5164, 5170

【注意点】

1. 必要書類とは，申請時点で入手可能なものを指します。自己都合に因らず入手できないものは，後日の追加提出を認める場合があります。不明な点がある場合は，必ず事前に学生支援係へ相談してください。
2. 本申請書類に不備等がある場合，学生支援係から別途個別に電話又はアカンサスポータルのメッセージで連絡することがありますので，必ず対応してください。対応いただけない場合及び不足書類が指示された期日までに提出されない場合は，申請無効となります。
3. 提出された書類は返却・貸出し等いたしません。他の用途に必要となる場合は提出前に必ずコピーしてください。

授業料免除の流れ（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変）



学生及び保護者の方へのお願い

授業料免除は、学生の自立性を促すため、**学生本人の申請**としており、**学生本人がきちんと理解して申請するよう指導しております**。また、公平・公正を期するため、申請に係る各締切日等の手続きは厳守いたします。従いまして「知らなかった」、「気づかなかった」、「忙しかった」など、**大学側の責によらない理由による、申請手続き上の変更・取扱いは一切いたしません**。

ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

申請資格について

1. 新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で家計が急変した世帯の学生を対象とします。具体的には、以下の①②の両方の条件を満たす場合に申請が可能です。

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は新制度の例に準ずる）の提出があった場合、又は事由発生後の所得が昨年度の所得（前期分の申請の場合は前々年度の所得で可）と比較し1/2以下となっていること。

②事由発生後の所得が本学の通常の授業料免除制度の基準の範囲内となっていること。

ただし、新制度（家計急変）の申請対象となる場合は、本申請はできません。該当するかどうかは、日本学生支援機構給付奨学金進学資金シミュレーターで確認してください。

2. 事由が発生した日（以下のいずれか）

- ・新型コロナウイルスの影響を受けて収入が減少した月の末日
- ・収入が減少した月の前月の末日とすることも可能

※次のいずれかに該当する人は申請できません

1 標準修業年限を超過して在学している場合

原則として、休学期間の有無に関わらず、標準修業年限を超えて在学している者については、免除を許可することはありません。

ただし、標準修業年限の超過が1年以内の者で、かつ、本人の側の事情によらない理由による場合は特例として、認められることがあります。

なお、標準修業年限の超過が1年を超えている者は、免除を許可されることはありません。

<以下、特例として免除が許可される可能性のあるケース>

- ①病気による休学又は休学には至らなかったが、病気のために単位修得ができず、標準修業年限を超過してしまった場合
- ②留学した場合
- ③出産、育児のために休学した場合
- ④その他、本人の側の事情によらない理由で標準修業年限を超過してしまった場合

2 休学する場合

- ・免除申請に係る当該期の基準日（4月1日）から免除の結果が出るまでの間に休学する者及び学期途中に復学する者は申請できません。申請書提出後に休学することが決まった場合は、申請辞退となりますので、必ず学生支援係へその旨お知らせください。

授業料免除申請に係る申請要領について

【授業料免除申請書（様式 1－1， 1－2）の記入について】

- 1 記入要領を参照して黒色ペンで記入してください。
申請者は学生本人で、**申請日は、家計急変事由発生日**となります。
学生本人が、家計急変事由発生日時点における世帯の状況を把握し、具体的かつ詳細に記入してください。
- 2 申請書をダウンロードする際には、1 枚ずつ印刷すること、両面印刷不可。
- 3 「①就学者を除く家族」欄に本人及び家族全員（就学者を除く）を記載。就学者は、④「就学者（本人を除く）」欄に記載。
- 4 家庭の収入状況について
 - ・「①就学者を除く家族」欄に記載している家族全員の収入状況を区分ごとに記入してください。
 - ・記入する金額は、源泉徴収票（複数ある場合は、合計して）に従って記入してください。年の途中で就職・退職している場合は、（様式 3）給与支給（見込）証明書を提出し、申請日現在の月平均所得から年額（賞与含む）を計算して記入してください。
 - ・**家計急変事由のあった者の収入状況については、上記によらず、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に算出し、直近一か月分を 12 倍したものを年間収入とします。**

※重要 事実と異なる内容での申請は、許可後であっても許可の取消及び今後の申請を認めない等の措置をとりますので、注意してください。

【各種添付書類について】

本人及び家族全員の収入状況及び特別控除等が確認できる書類が必要です。詳細は別紙「授業料免除申請添付証明書類一覧」を参照してください。

ただし、家計支持者（父母等）の扶養となっている在学中の兄弟姉妹の収入に関する書類は不要です。

A 4 サイズより小さいものがある場合は A 4 の紙に貼り付けて提出してください。

注意）既に令和 2 年度前期授業料免除を申請した者で、世帯に家計急変事由があった場合は、家計急変事由のあった者の必要書類のみ提出してください。その他の家族の書類の再提出は不要です。

【家族の範囲について】

家族とは、主たる家計支持者（父母等）と同居している者（社会人の兄弟姉妹や祖父母等を含む）及び以下の者を含みます。

- ア 出稼ぎ又は勤務地の都合で別居している父母
- イ 父母の扶養親族で就学又は病気・介護療養のため別居している者
- ウ 父母が扶養親族としている別居の祖父母等

なお、2 世帯住宅等により、光熱水道費の請求書（領収書）がそれぞれの名義で発行されている場合は、別生計としてみなす場合がありますので、学生支援係にご相談ください。

【独立生計者について】

次のいずれにも該当する者については、独立生計者として認定することができます。

独立生計者として認められる場合、学生本人（配偶者含む）の世帯の家計状況により判定します。

- 1 所得税法上及び健康保険上、父母等の扶養親族となっていない者
- 2 父母と別居していること。
- 3 **本人または配偶者の収入が、2019 年 12 月末時点で独立した家計を営むに十分な収入（例、給与収入が 103 万円を超えている）があったこと。**その収入について所得申告がなされ、所得証明書等により確認できること。申請時点では家計急変によりこの金額を下回っていても構いません。

授業料免除申請チェックシート

☆申請書類を提出する前に必ずチェックしてください。

●全員(外国人留学生含む)が必ず提出する書類

必須	授業料免除申請調書様式 1-1, 1-2	A-1参照
必須	令和元年度所得課税証明書(平成30年分の所得を証明しているもの)	A-2参照
必須	家計急変事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等, 公的支援の受給証明書)	C-1参照
外国人留学生以外	進学資金シミュレーターの結果表示画面を印刷したもの	C-2参照
外国人留学生のみ	家計急変事由発生後の所得を証明する書類(アルバイトの給与明細等)	C-3参照

●申請者・家族の状況に応じて提出する書類(家計急変事由のある者は急変前の以下1.2.3の書類も提出してください)

1. 2019年1月より前から現在と同じ勤務先で働いている給与所得者(パート、アルバイト含む)はいますか？	A-3参照
いない	
いる	令和元年分源泉徴収票(写)
2. 2019年2月以降に転職又は新たに就職した者(パート、アルバイト含む)はいますか？	A-3参照
いない	
いる	①令和元年分源泉徴収票(写) ②ボーナス無の場合→給与支給(見込)証明書(様式3) ①②両方 ボーナス有の場合→最近3ヶ月の給与明細書(写)及び賞与の明細書(写)又は給与支給(見込)証明書
3. 2019年2月以降に開業した方はいますか？	A-3参照
いない	
いる	①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等(写) ①②両方 ②開業から現在までの月別収支証明書(様式任意)
4. 給与以外(事業・配当・不動産・雑所得等)の所得のある方はいますか？ 農林水産商工業等の業種、保険外交員、集金人、その他の自営の方はいますか？	A-3参照
いない	
いる	①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等(写) ①又は② ②令和2年度市町村民税県民税申告書(控)(写)
5. 年金・恩給受給者はいますか？(老齢年金受給権は60歳で発生)	B-1参照
いない	
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4) ①②両方 ②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)
6. 配偶者が死別している方が家族にいる場合、遺族年金を受給していますか？	B-1参照
いない	年金・恩給に関する申立書(様式4)「1.死亡した家族が…」欄に理由記載
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4) ①②両方 ②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)
7. 障がい者が家族にいる場合、障害年金を受給していますか？	B-1参照
いない	年金・恩給に関する申立書(様式4)「2.障害がある場合の…」欄に理由記載
いる	①年金・恩給に関する申立書(様式4) ①②両方 ②最新の年金額(改定)通知書(写) 又は 支払通知書(写)
8. 60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない方はいますか？	B-1参照
いない	
いる	年金・恩給に関する申立書(様式4)「3. 60歳以上で年金の…」欄に理由記載
9. 60歳以上65歳未満で高年齢雇用継続給付金等を受給している方はいますか？	B-2参照
いない	
いる	高年齢雇用継続給付金, 高年齢再就職給付金等の支給額がわかる証明書(写)過去1年間分
10. 生活保護受給世帯ですか？	B-3参照
いいえ	
はい	生活保護決定(変更)通知書(写)(扶助料額のわかるもの)過去1年分
11. 児童扶養手当・特別児童扶養手当等の受給者はいますか？※児童手当とは異なる制度	B-4参照
いない	
いる	最新の児童扶養手当、特別児童扶養手当通知書(写)(又は手当月額のわかるもの)
12. 育児休業手当金受給者はいますか？	B-5参照
いない	
いる	育児休業手当・給付金受給資格者証等(写)(当年度の支給月額のわかるもの)

13. 2019年1月以降に退職(死亡退職を含む)した方はいますか？	B-6参照
いない	
いる	退職等証明書(次のいずれか) ・退職日の記載された源泉徴収票(写) ・会社が発行した退職証明書(様式任意) ・離職票(写)
14. 【2019年1月以降に退職した方がいる場合】退職金等を受給しましたか？	B-6参照
いない	退職金・雇用保険に関する申立書(様式5) 「1.退職金に関する申立」欄に理由記載
いる	退職金の受給額, 受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等)
15. 雇用保険受給者(失業者)はいますか？	B-7参照
いない	退職金・雇用保険に関する申立書(様式5)(1年以内に退職した場合)「2.雇用保険に関する申立」欄に理由記載
いる	雇用保険受給資格者証の全ページ(写)(又は雇用保険金受給証明書)
16. 傷病手当金を受給している方はいますか？	B-8参照
いない	
いる	支給決定通知書(写)(受給開始時から現在までの分全て)
17. その他申請前6ヶ月以内に臨時所得(保険金、資産譲渡、山林所得等)があった方はいますか？	B-9参照
いない	
いる	保険金支払明細書等(写)など受給金額と受給年月日がわかる書類
18. 申請前1年以内に学資負担者が死亡しましたか？	B-10参照
いいえ	
はい	①戸籍謄本, 死亡診断書(写)等, 死亡確認できるもの ①～③全て ②退職金の受給額, 受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等) ③死亡保険金、遺族年金等支払(見込)証明書

●控除に関する書類

1. 高校生以上の就学者はいますか？	B-11参照
いない	
いる	公・私立の学校の就学者・高校生 →在学証明書(在学校所定の様式) 大学・短大・高専など国立の学校(独立行政法人含む)の就学者→就学状況証明願(様式2)
2. ひとり親世帯ですか？(祖父母等と同居の場合も含む)	B-12参照
いいえ	
はい	①母子・父子世帯と確認できるもの(いずれか) ①②両方 ・「寡婦(夫)」が記載された源泉徴収票(写)または確定申告書控(写) ・児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写) ・戸籍謄本 ②母子・父子世帯に関する申立書(様式6)
3. 障害者がいる世帯ですか？	B-13参照
いない	
いる	①障害者であることを確認できるもの(身体障害者手帳の写, 療育手帳の写) ①②両方 ②障害年金に関する書類(特別児童扶養手当も含む)
4. 長期療養者(6か月以上)がいる世帯ですか？	B-14参照
いない	
いる	①6か月分の領収書(写)(昨年8月分～本年1月分) ①②両方 ②特定疾患、自立支援医療、ひとり親など)月の上限負担額が認定されている場合は、その金額がわかる証明書
5. 学資負担者が単身赴任で別居している世帯ですか？	B-15参照
いない	
いる	直近6ヶ月分の居住費, 光熱水料費の領収書(写)(昨年9月分～本年2月分)
6. 本人若しくは学資負担者が風水害等の災害, 盗難を受けましたか？(申請前6ヶ月以内)	B-16参照
いいえ	
はい	①り災(被災)証明書・被災額証明書等 ①～③全て ②保険金支払証明書 ③損害額申告書(本学様式, WEBサイトよりダウンロード可)

●その他の書類

1. 独立生計者(日本人学生)ですか？※継続して103万円以上の収入が見込める方	B-17参照
いいえ	
はい	①本人(配偶者)の「所得証明書」, 「所得に関する証明書」 ①～④全て ②独立生計者家計収支状況 ③申請者本人の保険証(写) ④本人世帯の世帯全員分住民票(原本)

授業料免除申請 添付証明書類一覧 (Certification Documents to be Attached to Application for Tuition Fee)

A: 全員が提出する書類
(外国人留学生含む)
Documents to be Submitted by All
Applicants (Including International
Students)

※この書類の提出が無い場合は、受付することができません。
Note: Lack of any of the listed documents may lead to non-acceptance of application.
新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変事由がある者の必要書類は「C: 新型コロナ
感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類」を確認してください。
Documents for the person who decreased ones income due to the influence of COVID-
19, please check the page of "document C".

提出書類		留意事項
1	本人調書 (様式1-1, 1-2) Application for Tution Fee Exemption	「授業料免除申請に係る申請要領について」及び「記入要領」等を確認のうえ、 家計急変事由発生日 で詳細に記入する。
2	令和元(2019)年度所得・課税証明書 (平成30(2018)年分の所得を証明しているもの) 2019 Income Certificate (which certifies income earned in 2018) 2: 所得証明書 と 3: 所得に関する証明書の両方が必要です。 ご注意ください。	○所得の有無に関係なく、「本人」及び「生計を一にする家族全員(就学者を除く)」の所得証明書を提出すること(無職、専業主婦、家事手伝い、高齢者等も提出必要)。 ※所得額と課税額の両方表示されているものを発行してもらうこと。なお、所得証明書に課税額が表示されない場合は、所得証明書とは別に課税証明書(非課税証明書)を提出 ※コピー不可、申請日から3ヶ月以内に発行されたもの ※2020年6月から令和2(2020)年度所得証明書の発行が可能なところもありますが、令和元年度(2019)年度所得証明書を提出してください。 ※2019年1月1日現在に住民票がある市区役所・町役場等で発行。 ※無収入の場合、収入を「0(ゼロ)」として証明してもらうよう申請すること(市区役所・町村役場で税の申告が必要)。「非課税証明書」の場合も、収入を「0(ゼロ)」として証明してもらうよう申請すること。 ※収入の「*****」表示等は、原則認めない。 ※本学に在学する兄弟・姉妹等が同時に申請を行う場合は、本紙が1部あれば、他はコピーで可。
3	所得に関する証明書 令和元(2019)年分源泉徴収票(写) 令和元(2019)年分確定申告書(写) 給与支給(見込)証明書等 ※学生本人のアルバイト収入が年間104万円以下の場合は源泉徴収票は提出不要 ※独立生計者・留学生本人のアルバイトは金額に係らず源泉徴収票は提出必要。 Certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019 (photocopy) Final Tax Return for 2019 (photocopy) (Expected) Payment Certificate for 2020, etc. * Part-time employment of the Applicant should also be included.	※給与と所得者でも給与以外の所得がある等で確定申告をしている場合は、必ず源泉徴収票以外に確定申告書を提出すること(確定申告書ではなく、市民税県民税申告書の場合も含む)。 給与と所得者 ○2019年1月以前から引き続き現在の職に就いている者(アルバイト、パート等を含む) 令和元年分源泉徴収票(写) ○2019年1月以降に転職又は新たに就職した者(アルバイト、パート等を含む) 次の①と②の両方を提出 ①令和元年分源泉徴収票(写) ②現職の給与に関する書類(以下のどちらかを提出) ・ボーナスの支給がない場合 : 給与支給(見込)証明書(様式3) ・ボーナスの支給がある場合 : 給与支給(見込)証明書(様式3)又は最近3ヶ月の給与明細書(写)及び賞与の明細書(写) 給与以外の所得のある者 ○給与と所得以外の所得のある者 事業所得(農業、商業、工業、水産業)・配当・不動産・雑所得のある者 次の①と②のどちらかを提出(①は2020年3月の確定申告後に提出してください。) ①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等の(写) ②令和2年度市(区町村)民税・(都道府)県民税申告書(控)(写) 【確定申告書の控を提出する際は下記に留意】 ※確定申告書(写)は税務署の受付印のあるもの又は右上に電子申告の日付が印字されたものとする。 ※受付印がない場合は、「納税証明書(その2 所得金額用)」を併せて提出すること。 (「納税証明書」は税務署で申請してください。) ※確定申告書記載内容に「別紙のとおり」と記載された箇所等がある場合は、当該別紙を併せて提出すること。 ○2019年1月以降に開業した者 次の①と②の両方を提出(①は2020年3月の確定申告後に提出してください。) ①令和元年分確定申告書(控)第一表、二表、(分離課税分がある場合は)三表及び付表等の(写)又は令和2年度市(区町村)民税・(都道府)県民税申告書(控)(写) ②開業から現在までの月別収支証明書(様式任意)

<書類提出の際の注意>

※ 所得証明書は必ず本人と家族全員分を提出してください。(就学者の兄弟姉妹の所得証明書は不要)
例: 自分・父・母・祖父・祖母・同居中の社会人の姉・大学に在学中の兄の7人家族の場合、「自分・父・母・祖父・祖母・姉」の6人分の所得証明書が必要となります。

※ 源泉徴収票・確定申告書・給与支給証明書は所得証明書と併せて、両方を必ず提出してください。

※ 不明な点は事前に学生支援係に問い合わせてください、締め切り間際に不足書類が判明した場合、申請ができなくなることもありますので、注意願います。

※ 本学の様式が足りない場合は、コピーして使用してください。

※ その他、家庭の状況により、この一覧にはない書類でも、追加提出していただく場合があります。

※ 提出された書類は返却・貸出し等いたしません、他の用途に必要となる場合は提出前に必ずコピーしてください。

B: 申請者・家族の状況に応じて提出する書類
Documents to be Submitted According to the State of Applicant and his/her Family

(1)「収入状況」に係る提出書類(所得が複数ある場合には、それぞれ該当の書類が必要です。)

	区分	提出書類	注意事項
1	年金・恩給受給者 (60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない者、障害者であるが障害年金を受給していない者等も含む)	○年金・恩給受給者 ①年金・恩給に関する申立書(様式4) ②最新の年金額(改定)通知書の写又は支払通知書の写 ③恩給受給者は最新の恩給証書等の写又は支払通知書の写 ○配偶者が死亡したが、遺族年金を受給していない場合 ○障害者であるが、障害年金を受給していない場合 年金・恩給に関する申立書(様式4) ○60歳以上で年金の受給資格はあるが、受給していない者 年金を受給していない理由を書いた理由書(任意の様式で可。申立日、署名、押印が必要。) (又は年金がまだ支給されていないことがわかる通知書(写))	・恩給、遺族・障害・農業者・個人年金等も含む。複数の年金を受給している場合は全て提出すること。 ・年度の途中から受給し始めている場合は、源泉徴収票では年額がわからないので、最新の年金額(改定)通知書の写又は支払い通知書の写をご用意ください。 ・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。 ・それぞれの状況に応じて、「1. 死別した家族がいる場合の遺族年金・扶助料(恩給)に関する申立について」「2. 障害がある場合の障害年金・傷病恩給に関する申立について」の欄を記載してください。 20歳未満の障害者で、特別児童扶養手当を受給している場合は、受給額がわかるもの(写)を提出する必要があります。
2	高年齢雇用継続給付金等受給者(60歳以上65歳未満)	高年齢雇用継続給付金、高年齢再就職給付金の支給額がわかる証明書(写) ・過去1年分	・60歳以上65歳未満で、賃金が60歳時点または退職前に比べて75%未満に低下した方等が該当
3	生活保護受給世帯	生活保護決定(変更)通知書(写) (扶助料額のわかるもの) ・過去1年分	・申請後、就職が決まった場合は「給与支給(見込)証明書」(様式3)を提出すること。
4	児童扶養手当等受給世帯 ※児童手当とは異なります。	最新の児童扶養手当等通知書(写) (又は手当月額のわかるもの)	・児童扶養手当の他に、特別児童扶養手当等を含む。
5	育児休業者	育児休業手当・給付金受給資格者証等(写) (支給月額のわかるもの)	・今後産休・育休に入る予定がある場合は、申請の際に窓口に申し出てください。
6	2019年1月以降に退職(死亡退職を含む)した者	退職等証明書(下記のいずれか) ・退職日の記載された源泉徴収票(写) ・離職票(写) ・会社が発行した退職証明書(様式任意) ○退職金等が支払われた者 退職金の受給額、受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等) ○退職金等が支払われなかった者 退職金・雇用保険に関する申立書(様式5)	退職金の支払額、支払日が記載されているものを提出してください。 ・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。 ・受給していない理由を申立書「1.退職金に関する申立」欄に記載してください。
7	雇用保険受給者(失業者)	○失業して雇用保険を受けている者 雇用保険受給資格者証(写) (又は雇用保険金受給証明書) ○失業したが雇用保険を受給していない者 退職金・雇用保険に関する申立書(様式5)	・雇用保険受給資格者証は表面(第1・2面)と裏面(第3・4面)の両方のコピーを提出すること。 ・該当する者が複数いる場合は、1人1枚ずつ提出すること。 ・受給していない理由を申立書「2.雇用保険に関する申立」欄に記載してください。
8	傷病手当金を受給している者	支給決定通知書(写)	受給開始時から現在(最新の分)までの写しを提出してください。
9	その他申請前6ヶ月以内に臨時所得(保険金、資産譲渡、山林所得等)があった者	・保険金支払明細書等(写) ・受給金額と受給年月日がわかる通知書(写)	保険金の支払額(掛け金も記載されているものがあればそちらも含む)、支払日が記載されているものを提出してください。
10	申請前1年以内に学資負担者が死亡した場合	①戸籍謄本、死亡診断書(写)等、死亡確認できるもの ②退職金の受給額、受給年月日が確認できる書類の写(退職金支払通知書の写等) ③死亡保険金、遺族年金等支払(見込)証明書	

(2)「就学者控除・特別控除」に係る提出書類(書類がない場合、控除を受けることはできません。)

	区分	提出書類	注意事項
11	高校生以上の就学者がいる場合	○国立の学校(独立行政法人含む)の就学者がいる世帯 就学状況証明願(様式2) ○公・私立の学校の就学者がいる世帯 在学証明書(在学学校所定の様式)	・国立の学校に在学している場合は必ず必要となります(在学学校所定の様式の場合は就学者控除できませんので、注意してください)。 ・兄弟姉妹が本学に在籍している場合は、本様式は不要。 左記該当者の在学証明書の提出が無い場合は、就学者控除できませんので、注意してください。
12	母子(父子)世帯	①母子・父子世帯と確認できるもの(いずれか) ・「寡婦(夫)」が記載された源泉徴収票(写)または確定申告書控(写) ・児童扶養手当通知書(写)、遺族年金支払通知書(写) ・戸籍謄本 ②母子・父子世帯に関する申立書(様式6)	①②いずれも提出してください。(②は祖父母と同居の場合は提出不要)
13	障害者がいる世帯	①障害者であることを確認できるもの(身体障害者手帳の写、療育手帳の写) ②障害年金に関する書類(B(1)1の「年金・恩給受給者」参照) ※障害年金は受給していなくても提出書類がありますので、注意してください。	身体障害者手帳及び療育手帳の写のみ提出した者に限る。 介護認定等は障害者控除の適用外です。 20歳未満の障害者で、特別児童扶養手当を受給している場合は、受給額がわかるもの(写)を提出する必要があります。
14	長期療養者がいる世帯 ※長期療養者とは、「申請時現在6か月以上の療養期間を要し、医療費等を支払っている者」をいい、療養が終わっている者は該当しない(今後も療養を継続するもの)。 また、不定期での診療も長期療養には該当しない。	①医療費、療養費の領収書(写)(直近の6ヶ月分) ②(特定疾患、自立支援医療、ひとり親など)月の上限負担額が認定されている場合は、その金額がわかる証明書 昨年11月分～本年4月分までの6か月分の領収書(写)が必要。 6か月分の領収書が無い場合は控除しない。ただし、定期的に受診しているが、薬の残量に応じて受診、2か月に1回の受診などで上記指定月の6か月分の領収書が無い場合は、提出時にその旨申し出ること。 A4サイズの紙に受診者別、月別、医療機関別に貼付し提出すること。	控除の対象となる費目は、次のとおり ①保険適用範囲内の、治療費・診療費・入院費(食費等を除く) ②介護保険法により、「要介護認定・要支援認定」を受けた者が介護サービスを利用した場合の自己負担額(食費等を除く)。 ・領収書(写)の内容が欠けている場合や、不鮮明な場合は控除できません。また、様式1-2「長期療養者のいる世帯」欄に病名等の記載が無い場合も控除できませんのでご注意ください(書ききれない場合は様式の余白を利用してください)。 ・予防接種や診断書等の自費分については、控除の適用外です。
15	学資負担者が単身赴任で別居している世帯	○居住費、光熱水料費の領収書(直近の6ヶ月分) 昨年11月分～本年4月分 A4サイズの紙に家賃、電気、ガス、水道の項目別に貼付し提出すること。	・領収書(写)の内容が欠けている場合や、不鮮明な場合は、控除できません。また、様式1-2「主たる家計支持者の別居」欄の記載が無い場合も控除できませんのでご注意ください。 ・会社から補助がある場合は、補助金額を差し引いた分が控除となります。
16	本人若しくは学資負担者が風水害等の災害にあった場合、盗難に遭った場合(申請前6ヶ月以内)	○り災(被災)証明書・被災額証明書等 ○保険金支払証明書 ○損害額申告書(本学様式、Webサイトよりダウンロード可)	※火災、風水害、地震等の災害による被害を受けたために、支出が増大したり収入が減少して、著しく経済的困窮におかれていると認められる場合にのみ適用。 被害額欄は、実質的に被害金額が記載された証明書の額から、被害・損害額、保険金・損害賠償金等補償された金額を差し引いて記入すること(単に、被害額や復旧費をそのまま控除するものではありません)。

(3)「独立生計者」に係る提出書類

	区分	提出書類	注意事項
17	独立生計者 (日本人学生)	①本人(配偶者)の「所得証明書」,「所得に関する証明書」 ②独立生計者家計収支状況 ③申請者本人の保険証(写) ④本人世帯の世帯全員分住民票(原本)	①については「A:全員が提出する書類」欄参照のこと

授業料免除申請 添付証明書類一覧 (Certification Documents to be Attached to Application for Tuition Fee)

C: 新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類
【全員が提出する書類
(外国人留学生含む)
Documents to be Submitted by All Applicants (Including International Students)】

※この書類の提出が無い場合は、受付することができません。
Note: Lack of any of the listed documents may lead to non-acceptance of application.

提出書類		留意事項
1	家計急変事由のある者の以下のいずれかの証明書類 ①公的支援の受給証明書(コピー) ②事由発生後の所得を証明する書類(給与明細等)(コピー) 【外国人留学生を除く】	①新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書の例は別紙「新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例」を確認してください。当該支援申請中あるいは申請予定である場合は、支援申請後に改めて提出してください。公的書類の証明書を提出できない場合はその旨を別紙様式7理由書に記入してください。 ②事由発生後の所得を証明する書類は直近1ヵ月分です。
2	進学資金シミュレーターの結果表示画面を印刷したもの 【進学資金シミュレーター】 https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/ 【外国人留学生を除く】	家計急変後の年間見込収入に基づき、日本学生支援機構の「進学資金シミュレーター」(https://shogakukin-simulator.jasso.go.jp/)の「給付奨学金シミュレーション(保護者の方向け)」を入力し、結果表示画面を印刷して提出してください。 シミュレーションにあたって、「給与収入」の欄は、収入が減少した月(1ヵ月分)の給与収入を12倍したものを入力し、「給与・年金以外の所得」の欄は、収入が減少した月(1ヵ月分)の給与・年金以外の所得(収入から経費を控除した額)を12倍したものを入力するものとします。 結果が対象範囲であれば、新制度(家計急変)で申込む必要があります。この授業料免除(家計急変)の申請はできません。新制度の申込みについては別途学生支援係へご相談ください。新制度対象外かつ本学授業料免除等選考基準細則の収入基準額(目安)に該当する場合申請可能です。
3	新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類 【外国人留学生のみ】 Documents which shows the income decreased due to the influence of COVID-19 【Internationa Student only】	日本で生活するための収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したことが分かる書類(アルバイトの場合は給与明細等を提出してください。) Submit the documents which shows the income decreased to live in Japan due to the influence of COVID-19 (Salary slip etc.).

D: 新型コロナウイルス感染症の影響で以下に該当する場合に必要な追加書類【該当者】

各項目のいずれかの書類

事由		提出書類
4	新型コロナウイルス感染症による失職・廃業	①雇用保険被保険者離職票(写) ②雇用保険受給資格者証(写) ③廃業届(写)など廃業年月日が分かる書類
5	新型コロナウイルス感染症による病気療養	①医師の診断書 ②病気療養中であることの証明書
6	新型コロナウイルス感染症を直接の原因として生計維持者が死亡した者	戸籍謄本、死亡診断書(写)等、死亡確認できるもの

★私費外国人留学生に係る提出書類★
Documents to be submitted concerning
Privately Financed International Students

※Make sure that all necessary documents are ready by checking the following Application Checklist.

	提出書類 Documents	注意事項 Attention!!
①	本人調書(様式1-1,1-2) Application for Tuition Fee Exemption	「授業料免除申請に係る申請要領について」及び「記入要領」等を確認のうえ、 家計急変発生日 で詳細に記入する。(Each document must reflect the situation as of Date of occurrence of household sudden change)
②	前期：令和元(2019)年度所得証明書 ※原本 (Original) (平成30(2018)年分の所得を証明しているもの) 2019 Income Certificate (which certifies income earned in 2018)	所得の有無に関係なく、「本人」及び「日本に一緒に住んでいる家族全員(就学者を除く)」の所得証明書を提出すること。※所得証明書は市役所で発行できます。 2020年6月から令和2(2020)年度所得証明書の発行が可能となっておりますが、令和元年度(2019)年度所得証明書を提出してください。 With or without income, the Income Certificate should be submitted for the “Applicant” and “all family members (except students) living in Japan.” ※The income certificate will be issued by city government. (Ex. Kanazawa City Hall)
③	所得に関する証明書 令和元(2019)年分源泉徴収票(写) 令和元(2019)年分確定申告書(写) 給与支給(見込)証明書(様式3)等 Certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019 (photocopy) Final Tax Return for 2019 (photocopy) (Expected) Payment Certificate for 2020, etc. * Part-time employment of the Applicant should also be included. (TA and RA employment, too)	○2019年1月以前から同じ勤務先でアルバイト(TA、RA含む)を行っている者 令和元年分源泉徴収票(写) ※アルバイト先に発行を依頼してください。 *If the current employment started before January 2019, submit the certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019(photocopy). ○2019年1月以降にアルバイト(TA、RA含む)を始めた者 ①令和元年分源泉徴収票(写) と②給与支給(見込)証明書(様式3)を提出 *If the current employment started on or after February 2019, submit the certificates concerning income Tax Withholding Slip for 2019(photocopy) and the (Expected)Payment Certificate(様式3) for the current employment.
④	私費外国人留学生家計収支状況 The Financial Situation Form for Privately Financed International Student	私費外国人留学生家計収支状況は、指導教員の所見が必要であるため、早めに教員に依頼すること。 The Financial Situation Form for Privately Financed International Student mentioned in requires comment by the Applicant's Academic Advisor and should therefore be handed to the Advisor well in advance.
⑤	申請者本人及び家族全員の在留カードのコピー(両面) Photocopy (double-sided) of Residence Card of the Applicant and all members of his/her family	在留カードは、表裏両面のコピーをすること。 The Residence Card should be photocopied on both sides.
⑥	家賃・共益費(アパート・下宿・寮・その他)の領収書のコピー、契約書等 Rent and fee for community (Apartment, Dormitory, and other housing.)	家賃の月額が分かるものを提出すること。 Submit a document that shows the monthly amount of the apartment rent and fee for community.
⑦	水道・ガス・電気料金・電話料金の領収書等のコピー Fees for Water service, Gas, Electricity, and Telephone(A period of six months or longer(from August to January)) 昨年8月分～本年1月分	水道・ガス・電気料金・電話料金の月額が分かるものを提出すること。 Submit a document that shows the monthly amount of the fees for water service, gas, electricity, and telephone. (A period of six months or longer (from August to January))
⑧	新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少したことの分かる書類 Documents which shows the income decreased due to the influence of COVID-19	日本で生活するための収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により減少したことが分かる書類(アルバイトの場合は給与明細等を提出してください。) Submit the documents which shows the income decreased to live in Japan due to the influence of COVID-19 (Salary slip etc.).